平成２１年（フ）第７２２６号
千葉県船橋市芝山２丁目５―15―306
破産者　朝倉　　進
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７３０８号
神奈川県横浜市港南区芹が谷２丁目13―８
破産者　小川　樹也
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第７３７号
千葉県野田市東金野井1190番地の19
破産者　渡邉　康孝
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６６号
千葉県野田市谷津1098番地の１
破産者　木下　晴道
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３３号
千葉県柏市高柳1930番地33
破産者　有限会社東高電気
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３４号
千葉県柏市高柳1930番地33
破産者　高見　　実
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第２１４５９号
千葉県船橋市本中山３丁目25―２―104
破産者　蜂谷　利政
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１７４０号
東京都目黒区上目黒５丁目25―７―204
破産者　高橋　　透
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２４４４号
埼玉県川口市大字東本郷1409番地の２
破産者　豊榮工業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２４４６号
福島県いわき市鹿島町久保字反町５番地の２
破産者　折笠土建株式会社
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２４４７号
福島県いわき市遠野町入遠野字久保目10番地
破産者　有限会社遠野工業
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２４４９号
福島県いわき市遠野町入遠野字久保目10
破産者　折笠みさ子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２６００号
東京都葛飾区立石５丁目３―14―408
破産者　高橋　　昭
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２９８７号
東京都練馬区早宮４丁目35―17―307
破産者　早見　陽司
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３２２９号
埼玉県飯能市大字小瀬戸306
破産者　秋葉　康雄
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３２７１号
東京都練馬区中村北１丁目14―８
破産者　五十嵐則明
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２号
千葉県千葉市花見川区こてはし台６丁目11―12
破産者　田部田正継
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２６号
北海道札幌市中央区南５条西８丁目３―１　マイアトリア南５条1107号
破産者　坂本　亜美
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７６号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目14番19号
破産者　株式会社エッグプラント
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７７号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目14番19号
破産者　ｅエッグ株式会社
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９２号
神奈川県横浜市青葉区たちばな台２丁目２番地33
破産者　有限会社クイックワン
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９３号
神奈川県川崎市中原区下小田中４丁目８―24―202
破産者　鈴木　健介
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部